

皇室に関する法制度

皇室に関する法制度

1 皇位継承

憲法

- 皇位は「世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と定める。（憲法第2条）

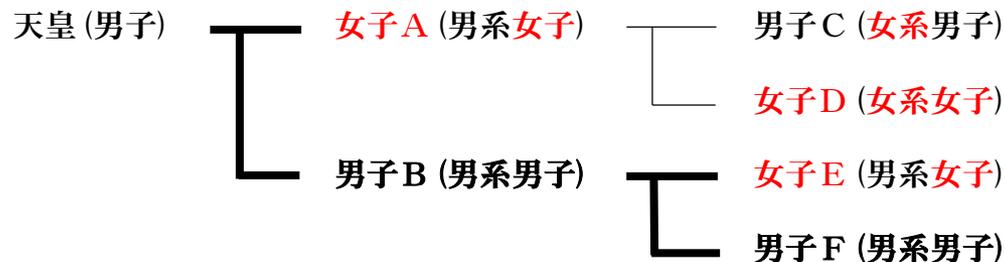
皇室典範

- 皇位継承資格を「皇統に属する男系の男子」に限定する。（皇室典範第1条）
- 皇位は「皇族に、これを伝える」と定め、現に皇族である者に皇位継承資格を限定する。（皇室典範第2条）
- 直系優先（天皇からその子への継承を優先）、長系優先（兄弟では年長者を優先）、近親優先（天皇から血縁が近い者を優先）により、皇位継承順序を定める。（皇室典範第2条）

※ 男系・女系について

- ・ここでは、男性のみで天皇と血統がつながる（**—**の部分）子孫を男系子孫という。
- ・ここでは、これ以外で天皇と血統がつながる（**—**の部分）子孫を女系子孫という。
- ・男系女系を問わず女子の子孫は女系となる。

【男系・女系の例】



2 皇族

皇室典範

〔皇族の身位〕

- 皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王を皇族とする。（皇室典範第5条）

〔皇族の身分の取得等〕

- 皇族の子孫で男系の者は、世代を問わず皇族となる（いわゆる永世皇族制）。（皇室典範第6条）
- 非嫡出子は皇族としない。（皇室典範第6条）
- 養子をすることはできない。（皇室典範第9条）
- 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることがない。（皇室典範第15条）

※ いわゆる「宮家」・「宮号」について

- ・ いわゆる「宮家」とは、独立して一家をなす皇族に対する一般的な呼称であり、法律に基づく制度ではない。（*）
- ・ いわゆる「宮号」とは、天皇のおぼしめしにより皇族に対して賜るものであり、法律に基づく制度ではない。
*この意味における「宮家」は、現在、秋篠宮家、常陸宮家、三笠宮家、高円宮家の4宮家。

〔皇族の身分からの離脱（皇籍離脱）〕

- 天皇との血縁の遠近等により、離脱の可否や要件に区別がある。（皇室典範第11条～第14条）
- 皇太子、皇太孫は、皇族の身分を離れることができない。
- 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。（皇室典範第12条）

3 摂政

憲法

- 摂政は、皇室典範の定めるところにより置く。（憲法第5条）
- 摂政は、天皇の名でその国事行為を行う。この場合には、摂政は日本国憲法の定める国事行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。（憲法第5条）

皇室典範

- 天皇が成年に達しないときは、摂政を置く。また、天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事行為をみずからすることができないときは、皇室会議の議により、摂政を置く。（皇室典範第16条）
- 摂政は、次の順序により、成年に達した皇族が就任する。（皇室典範第17条）
 - ① 皇太子（皇太孫） ② 親王・王 ③ 皇后 ④ 皇太后 ⑤ 太皇太后 ⑥ 内親王・女王
- ※ 天皇の退位等に関する皇室典範特例法において、上皇后は「皇室典範に定める事項については、皇太后の例による」とされており、上皇后も摂政の就任資格がある。
- 摂政は、その在任中、訴追されない。ただし、これがため、訴追の権利は、害されない。（皇室典範第21条）

4 国事行為の臨時代行

憲法

- 天皇は、法律の定めるところにより、その国事行為を委任することができる。（憲法第4条第2項）

国事行為の臨時代行に関する法律

- 天皇は、精神若しくは身体の疾患又は事故があるときは、摂政を置くべき場合を除き、内閣の助言と承認により、国事行為を皇室典範第17条の規定により摂政となる順位にあたる皇族に委任して臨時に代行させることができる。（国事行為の臨時代行に関する法律第2条第1項）
- 国事行為の委任を受けた皇族は、その委任がされている間、訴追されない。ただし、このため、訴追の権利は、害されない。（国事行為の臨時代行に関する法律第6条）

5 皇室会議

皇室典範

- 構成、互選による議員の任期（皇室典範第28条・第30条・第32条）

〔議員〕（10人）

皇族2方 衆議院議長 衆議院副議長 参議院議長 参議院副議長 内閣総理大臣 宮内庁長官 最高裁判所長官 最高裁判所判事

〔予備議員〕（10人）

皇族2方 衆議院議員 衆議院議員 参議院議員 参議院議員 国務大臣 宮内庁次長 最高裁判所判事 最高裁判所判事

〔任期〕

皇族及び最高裁判所の判事たる議員及び予備議員の任期は4年

- 審議事項

- ・ 皇位継承の順序の変更（皇室典範第3条）
- ・ 立后及び皇族男子の婚姻（皇室典範第10条）
- ・ 皇族の身分の離脱（皇室典範第11条・第13条・第14条第2項）
- ・ 摂政の設置・廃止（皇室典範第16条・第20条）
- ・ 摂政の順序の変更（皇室典範第18条）

6 成年、敬称、即位の礼、大喪の礼、皇統譜及び陵墓

皇室典範

- 天皇、皇太子及び皇太孫の成年（皇室典範第22条）、敬称（皇室典範第23条）、即位の礼（皇室典範第24条）、大喪の礼（皇室典範第25条）、皇統譜（皇室典範第26条）、陵墓（皇室典範第27条）について、規定がある。

7 皇室の費用

憲法

- すべて皇室財産は、国に属する。皇室の費用は予算に計上して国会の議決を経なければならない。（憲法第88条）

皇室経済法

- 皇室の費用は、内廷費、宮廷費及び皇族費として、予算に計上する。（皇室経済法第3条）
 - ・ 内廷費：天皇・上皇・内廷にある皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるもの。（令和2年度は3億2,400万円）
 - ・ 宮廷費：皇室の公的ご活動、皇室用財産の管理、皇居等の施設の整備等に必要な経費など。（令和2年度は約110億円）
 - ・ 皇族費：内廷にある皇族以外の各皇族に対し、皇族としての品位保持の資に充てるもの。（令和2年度は約2億7,000万円）

8 先の天皇の退位に伴う特例

天皇の退位等に関する皇室典範特例法

○ 上皇・上皇后

- 天皇の退位等に関する皇室典範特例法第2条により、平成31年4月30日限りで（当時の）天皇が退位し、上皇となった。上皇の後は上皇后とされた。
- 上皇について、敬称は陛下とされ、上皇の身分に関する事項の登録、喪儀及び陵墓については、天皇の例によることとされ、これら以外の皇室典範（第2条、第28条第2項及び第3項並びに第30条第2項を除く。）に定める事項については、皇族の例によることとされた。（天皇の退位等に関する皇室典範特例法第3条）
- 上皇后について、皇室典範に定める事項については、皇太后の例によることとされた。（天皇の退位等に関する皇室典範特例法第4条）

○ 皇嗣

- 天皇の退位等に関する皇室典範特例法第2条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣（皇位継承順位第1位の皇族をいう。（皇室典範第4条））となった皇族（秋篠宮皇嗣殿下）に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太子の例によることとされた。（天皇の退位等に関する皇室典範特例法第5条）